

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉審査資料	
資料番号	本文六-1
提出年月日	令和 5 年 8 月 25 日

浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉
性能維持施設の変更について

令和 5 年 8 月
中部電力株式会社

目 次

1. はじめに.....1
2. 性能維持施設の変更について.....1

1. はじめに

本資料は、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設(以下、「性能維持施設」という。)のうち、1号炉及び2号炉のドライウエル外周の壁の一部(機器搬入口の遮へいプラグ)を除外することについて補足するものである。

2. 性能維持施設の変更について

機器搬入口の遮へいプラグ(以下、「遮へいプラグ」という。)は、「ドライウエル外周の壁」の一部であり、定期点検等のプラント停止時にドライウエルを開放し、機器等の搬入ができるよう、可動式の構造となっている。

運転終了後の廃止措置段階において、遮へいプラグは開放した状態としており、性能維持施設として遮へいプラグ単体の放射線遮へい機能には期待するものではないものの、「ドライウエル外周の壁」の一部として、性能維持施設に位置付けてきた。今回、遮へいプラグの解体撤去計画を取り纏め、第2段階対象設備に追加するにあたり、解体撤去の着手要件である「対象設備が供用を終了していること」を満たす状態とするため、「ドライウエル外周の壁(原子炉ウエルプラグを除く)」を、「ドライウエル外周の壁(原子炉ウエルおよび機器搬入口の遮へいプラグを除く)」に変更して、遮へいプラグを性能維持施設から除外することとする。

(参考:2023年3月時点での1号炉及び2号炉の遮へいプラグ周辺の雰囲気線量当量率は最大0.003mSv/hと十分に低く、遮へいプラグによる放射線遮へい機能を必要としない放射線レベルである)

以上